

(仮称)豊明市安心と安全な防犯まちづくり条例素案

目 次

第1条(目的)	1
第2条(定義)	2
第3条(基本理念)	3
第4条(市の役割)	4
第5条(市民の役割)	5
第6条(事業者の役割)	6
第7条(児童等の安全の確保)	7・8
第8条(防犯モデル地区)	9・10
第9条(推進体制の整備)	11

(目的)

第1条 この条例は、市民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止について、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、安心と安全な防犯まちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、それぞれが連携した取組を推進し、もって市民が安心して安全に暮らせる犯罪のない明るい地域社会の実現を図ることを目的とする。

【解説】

- 1 本条は、本条例を制定する目的を明記した規定である。本条では、それを「犯罪の防止について」と限定し、犯罪の防止を目的とした条例であることを明確にしています。
- 2 「市民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪」とは、空き巣や忍び込みなどの住宅侵入盗、路上強盗、ひったくり、自動車盗など市民の体感治安を悪化させる犯罪をいいます。
- 3 「市」とは、市長部局、教育委員会等市の執行機関のすべてをいう。
- 4 「それぞれが連携した取組」とは、同一行動による協力だけでなく、防犯活動を行う者に対する支援等自らができない活動を補い合うことも含んで、それぞれができる範囲で市民の安全確保に最も効果的な取組をすることをいいます。
- 5 「市民が安心して安全に暮らせる犯罪のない明るい地域社会」とは、具体的には犯罪の被害に遭うことのない地域社会をいいます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤し、通学し、滞在し、又は通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内に事業所を設置して事業活動を行う者及び自己の居住の用又は事業活動の用に供する不動産以外の不動産を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

【解説】

- 1 本条は本条例に用いられる用語が一般的に用いられる意味と異なるため、その定義を定めたものです。
- 2 「市民」には、一般的にいう「市民」以外に「通勤者」、「通学者」、「滞
在者」、「通過者」を含めている。これは、安心して安全に暮らせる犯罪のな
い明るい地域社会の実現には、一般的な市民以外の方にも役割を担っていただ
く必要があるからであり、また、それらの方の安全を確保することが地域社会
全体の安全につながるからです。
- 3 「事業者」には、「市内に事業所を設置して、事業活動を行う者」以外に「自
己の居住の用又は事業活動の用に供する不動産以外の不動産を所有し、占有し、
又は管理する者」を含めています。これは、この条例の目的達成のためには、
個人、事業者を問わず、自己の居住又は事業活動の用途以外に、市内に賃貸住
宅、貸し駐車場、空地、空家等の不動産を所有等している場合にも事業者とし
ての役割を担っていただく必要があるからです。

(基本理念)

第3条 犯罪のないまちを築くため、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 市、市民及び事業者が、それぞれの役割を担い、相互に連携及び協力して地域社会が一体となって取り組むこと。
- (2) 市、市民及び事業者が、犯罪のないまちづくりに関する施策を推進することにより、犯罪の起きにくい生活環境を構築し、保持していくこと。

【解説】

- 1 本条は、安心と安全な防犯まちづくりの考え方を示したもので、行政と市民及び事業者が一体となってそれぞれができる範囲で自主的な防犯活動を行うことにより、身近な地域で犯罪を起きにくい生活環境をつくりあげることにより、市民が安心して安全に暮らせる犯罪のない明るい地域社会を実現することを基本理念としたものです。
- 2 「生活環境の構築」の例としては、
 - ・ 地域住民による防犯パトロールなどの犯罪抑止効果の向上
 - ・ 有害な生活環境の排除
広告物等の違法な放置の防止及び落書きの防止等に関する広報啓発活動
 - ・ 都市防犯の推進
道路、公園、駐車場、住宅、商業施設等の防犯性の向上
 - ・ 犯罪の防止に配慮した建物等の整備・管理
空地及び空家を含む土地建物の防犯性の向上などが考えられます。

(市の役割)

第4条 市は、市民及び事業者（以下「市民等」という。）並びに関係する機関及び団体と連携して、安心と安全な防犯まちづくりに関する総合的な施策を実施するため、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 安心と安全な防犯まちづくりのための広報及び啓発に関すること。
- (2) 安心と安全な防犯まちづくりのための市民等の自主的な防犯活動の促進及び支援に関すること。
- (3) 犯罪の防止に配慮した環境の整備に関すること。

【解説】

- 1 本条は、安心と安全な防犯まちづくりに関する総合的な施策の実施を市の役割として明記するとともに、市が実施する施策の基本事項を示したものです。
- 2 「安心と安全の防犯まちづくりのための広報及び啓発」の例としては、
 - ・ 広報誌、ケーブルテレビ、ホームページ、インターネット、FAX及び回覧板による広報啓発活動
 - ・ 街頭における広報啓発活動
 - ・ ポスター、チラシ等の掲示による広報啓発活動などが考えられます。
- 3 「安心と安全な防犯まちづくりのための市民等の自主的な防犯活動の促進及び支援」の例としては、
 - ・ 防犯パトロールの同行活動
 - ・ 防犯パトロール等に必要な物品の提供、貸与
 - ・ 防犯関連会議等の会場や活動拠点となる場所の提供
 - ・ 犯罪情報や防犯活動に関する情報の提供及び助言などが考えられます。
- 4 「犯罪の防止に配慮した環境の整備」とは、道路、公園、駐車場等不特定多数のものが利用する公共の場所について、防犯に配慮した構造又は施設を整備することをいいます。

また、学校等においても、不審者等の侵入を未然に防止するなどの構造又は施設を整備することをいいます。

(市民の役割)

第5条 市民は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 自らの安全は自らが確保するとの意識を高め、地域の連帯を図りつつ、安心と安全な防犯まちづくりに関する自主的な防犯活動を推進すること。
- (2) 市がこの条例に基づいて実施する安心と安全な防犯まちづくりに関する施策に協力すること。

【解説】

1 本条は、市民一人一人が犯罪の防止を人任せにすることなく、自分自身の問題としてとらえ、地域の一員として自主的な防犯活動を推進すべきことを示したものです。

2 市民が努力すべきことの例としては、

- ・ 自らの安全確保

自分が犯罪のにあわないように、防犯に関心を持って、例えば空き巣被害の防止のため補助錠を設置したり、ひったくり被害の防止のため、バックなどの持ち方に気を付けるなど、自分自身でできる防犯活動への意識を高めること。

- ・ 地域の連携

住民同士の連帯性が高い地域には犯罪企画者が侵入しにくく、また、犯罪を敢行しにくいことを認識し、隣近所との意思の疎通を図ることや、地域での自主防犯活動に参加・協力していくことなど、地域の連帯の強化を図ること。

- ・ 自主的な防犯活動の推進

自分たちのまちは自分たちで守るとの意識を持ち、行動すること。

市が行う安心と安全な防犯まちづくりの施策への協力市が実施する防犯活動等に積極的に参加こと。

などが考えられます。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 事業活動を行うに当たって、自主防犯上必要な措置を積極的に講じ、地域社会の一員として犯罪のないまちづくりを推進すること。
- (2) 自己の居住の用又は事業活動の用以外に、市内に所有し、占有し、又は管理する不動産について、犯罪の防止に配慮した適正な管理を行うこと。
- (3) 市がこの条例に基づいて実施する安心と安全な防犯まちづくりに関する施策に協力すること。

【解説】

- 1 本条は、事業者が地域の一員として安心と安全な防犯まちづくりに努力すべきことを示したものです。
- 2 「必要な措置」とは、自らの安全確保のための措置をいい、例としては、
 - ・ 自分たちのまちは自分たちで守るとの意識を持ち、地域の自主防犯活動に参加、協力するなど自主的な活動を推進すること。
 - ・ 所有又は管理する施設において、事務所荒らしや金庫破り等の犯罪が発生しないような対策をとること。
 - ・ 集金などの事業活動中、ひったくりや路上強盗等の犯罪に遭わないよう従業員に対する安全確保のための指導を行うこと。
 - ・ 従業員に対して犯罪発生時の対応要領等を指導し、訓練を行うこと。などが考えられます。
- 3 「犯罪の防止に配慮した適正な管理」の例としては、
 - ・ 所有又は占有する不動産について、不審者が容易に侵入できないよう、施錠等の措置を取ること。
 - ・ 照明設備を設置するなど、夜間の不審者の侵入又は徘徊を防ぐような措置を取ること。などが考えられます。
- 4 「市が行う安心と安全な防犯まちづくりの施策への協力」とは、市が実施する防犯活動等に積極的に参加するなど、様々な施策に協力することをいいます。

(児童等の安全の確保)

第7条 市は、市が設置し、又は管理する小学校、中学校、保育所等の施設内において、児童、生徒、幼児等（以下「児童等」という。）の安全を確保するよう努めるものとする。

2 市は、あらゆる機会をとらえて、児童等が犯罪による被害に遭わないための教育を充実するよう努めるものとする。

3 市は、市民等と連携して、通学路及び児童等が日常的に利用している公共施設における児童等の安全を確保するよう努めるものとする。

【解説】

1 本条は、市が中心となり、学校等、通学路等の設置・管理者、市民、事業者及び児童等の保護者等の関係者が協力し合うことで学校の施設内及び通学路等における児童等の安全を確保することを努力義務として規定したものです。

2 安全の確保

・ 安全の確保の対象

本条の安全を確保すべき対象とする子供は、原則として18歳以下の小学生、中学生、高校生及び幼稚園並びに保育園児等を対象とします。

3 市民等と連携

児童等の安全を確保するため、学校、教育委員会、自主防犯組織及び関係機関等が具体的な対策を実施し相互に連絡を取り合うことをいいます。

4 「通学路及び児童等が日常的に利用している公共施設における児童等の安全を確保」例としては、

・ 児童等が犯罪による被害に遭わないための防犯教室等を実施する。不審者の侵入を防止する施設面での整備管理、異常発生の際における警察等の緊急通報システムの整備を行うこと。

・ 「公共施設」とは、学校、公園、広場等、不特定多数の児童等が常日ごろから利用しているところで、公有、私有を問いません。

・ 市民等と連携して学校周辺におけるパトロール・見守り活動の実施

・ 「こども110番の家」の拡充、所在地・活用方法・対応要領の周知及び訓練等の交流の促進

- ・ 地域安全マップづくりを通じた通学路における危険箇所の把握及び改善
 - ・ 声かけ事案等の不審者情報の連絡の徹底
- などが考えられます。

(防犯モデル地区)

第 8 条 市は、犯罪のない明るい地域社会の実現を図るため、犯罪の防止を図ることが必要であると認められる地区を防犯モデル地区として指定することができる。

2 市は、防犯モデル地区に指定した地域において、市民等と協働して犯罪を防止し、市民の生活の安全を確保するため必要と認められる施策を実施することができる。

3 市は、防犯モデル地区として指定した地区が指定の継続をする必要がないと認められるときは、これを解除することができる。

【解説】

1 本条は、市民の生活の安全を確保するため、犯罪抑止活動等を集中的に推進する必要があると認められた地区を防犯モデル地区として指定し、防犯上効果的な活動を推進することができることを規定したものです。

2 「必要であると認められる地区」とは、市が犯罪の発生状況、少年の非行発生状況及び市民からの防犯対策の要望等を総合的に勘案して指定することとします。

3 「市民等と協働して」とは、市民、自治会等及び事業者が施策の計画的段階から連携し、それぞれが役割を果たしながら安心と安全な防犯まちづくりを推進するように努めることを示したものです。

4 「必要と認められる施策」とは、

- ・ 自主的な安心と安全な防犯まちづくりの推進

市民及び事業者は、防犯に配慮した環境の整備や管理を含めた地域における安心と安全な防犯まちづくりの推進することの促進を図ることです。

- ・ 防犯モデル地区活動への支援

市は、地区が防犯モデル地区活動を推進するに際し、自主的活動を促進するための活動補助金の支援をはじめとして、情報提供や助言等の支援を行うことです。

- ・ 関係機関と連携した実効性の高い施策の実施

市及び防犯モデル地区内に居住する市民及び事業者は、防犯モデル地区活動を推進するに際し、警察等の関係機関が実施する活動と連携を図りながら、

効果のあがる方法で安心と安全な防犯まちづくりに取り組むことです。

(推進体制の整備)

第 9 条 市は、市民等並びに関係する機関及び団体の協力を得て、安心と安全の防犯まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。

【解説】

- 1 本条は、市民等、関係機関、関係団体の協力を得て、安心と安全な防犯まちづくりを推進する組織の設置等による体制の整備を行うことを示したものです。
- 2 「総合的かつ計画的に推進する」とは、市、市民等、関係機関、関係団体がそれぞれ独自に犯罪防止の活動をするのではなく、それらの者からの情報の提供を受けた上で、市が主体となって状況等を勘案し効率的かつ効果的に安心と安全な防犯まちづくりを推進することをいいます。

附 則

この条例は、平成 2 1 年 1 月 1 日から施行する。